

令和5年度総合教育会議資料
「教職員の働き方改革の取組について」

1. 現状と課題

(1) 超過勤務時間（丹波篠山市）

①全校種・全職種の平均

（全職種 校長、教頭、主幹教諭、教諭、栄養教諭、養護教諭、事務職員、臨時講師）

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
超過勤務 (h.m)	31.49	30.40	25.41	26.49	27.05

②職種・校種ごとの平均（R4）

	校長	教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	臨時講師
小・特	34.03	45.17	22.16	22.55	17.39	18.03	11.48	14.28
中学校	30.01	44.35	41.22	41.55	19.33	15.24	14.32	41.22
合計	33.04	45.00	28.09	28.42	18.17	16.54	12.38	20.40

③超過勤務の著しい教職員（R5年度 4月から8月まで）

- ア 80時間以上の超過勤務（月あたり）があり、疲労の蓄積が認められるもの
1名（ただし疲労の蓄積がないものは、22名）
- イ 100時間以上の超過勤務（月あたり）のもの
5名

(2) 子どもの抱える困難の多様化（特別支援教育の対象となる児童生徒・外国籍児童生徒・不登校の増加、児童虐待、ヤングケアラー、貧困）

①特別な支援を必要とする児童生徒数（人）（丹波篠山市）

	R1	R2	R3	R4	R5
特別支援学級在籍数(小学校)	78	87	114	131	134
特別支援学級在籍数(中学校)	42	39	39	43	51
特別支援学校(小・中・高)	37	43	45	47	51
計	157	169	198	221	236

②不登校の児童生徒数（人・割合）（丹波篠山市）

	H30	R元	R2	R3	R4
小学校	11人	13人	17人	24人	26人
	0.55%	0.65%	0.86%	1.21%	1.35%
中学校	44人	44人	38人	53人	75人
	4.48%	4.48%	4.00%	5.42%	7.62%

③児童生徒または保護者に支援が必要な外国籍児童生徒数（人）（丹波篠山市）

	R2	R3	R4	R5
母語指導・日本語指導	29	5	7	6
保護者対応のみ	10	19	18	18
合計	39	24	25	24

※コロナ禍によりいったん減少しているが、コロナ禍前までは増加傾向が続いた。今後、再度外国籍児童生徒が増加する可能性がある。

（3）新しい時代に求められる教育への対応（全国的な状況）

①GIGAスクール

- ・一人一台タブレット
- ・デジタル教科書
- ・プログラミング教育
- ・デジタルシチズンシップ教育

②外国語教育の推進（授業時間数の増加）

- ・小学校高学年で週2時間（外国語科）、中学年で週1時間（外国語学習）

③主体的・対話的で深い学び（授業改善）、カリキュラムマネジメント

- ・従来の授業のあり方を見直していく。
- ・令和の日本型学校教育「個別最適な学び・協働的な学び」の推進

（4）国の動向（別紙1）

- ・教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）

（令和5年8月28日 中央教育審議会 質の高い教師の確保特別部会）

①学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

②学校における働き方改革の実効性の向上

③持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

2. これまでの取組および今後の取組

(1) ICTの活用（各学校での取組）

①具体的な活用例

- ・児童生徒の出席状況の共有（保護者からの連絡内容が全職員で共有できる。）
→朝の電話対応が必要ない。
- ・職朝で打ち合わせる内容をチャット機能で共有。
→職朝の回数を削減
- ・研究会の研究紀要をデータで配布し、冊子等は作成しない。研究会当日に参加者はタブレットを持参し、PDFなどで見る。
→冊子作成の手間を削減。
- ・パソコンを使って、ペーパーレス会議の実施。
→起案文書を印刷する必要なし。

②各学校の要望に応じて教育研究所の情報通信技術支援員が中心となってシステム構築の助言や支援を行っている。

(2) スクール・サポート・スタッフの活用（別紙2）

- ・令和5年度は、2校（味間小学校・篠山養護学校）にスクール・サポート・スタッフを配置し、業務の削減を図っている。

①配置校 味間小学校：週19時間（R5.4～）

篠山養護学校：週15時間（R5.8～）

②補助率（令和5年度） 国1/9 県2/9 市2/3

③補助対象 全小中学校

④業務 プリント印刷仕分け、ドリルの答え作成、給食補助、出欠登録、サーベランス入力、掲示物作成、印刷室環境整備

(3) 統合型校務支援システムの導入（別紙3）

- ・令和6年度より統合型校務支援システム（児童生徒名簿、出席簿、指導要録、通知表、時間割、成績管理等）を導入し、情報を一元管理する。

(4) 部活動推進員・部活動指導員の配置、部活動の地域移行（別紙4）

- ・各校に1名、部活動推進員を配置。
→部活動のコーディネータとしての役割を担う。
- ・必要に応じて、部活動指導員を設置する。
→顧問に替わって、部活動の指導をしたり、試合の引率業務を行う。
- ・平日は、学校で部活動をし、休日は地域のクラブ活動として地域の競技団体に所属する。（令和5年は、1競技から始める。）

(5) 音声メッセージ電話の導入（別紙5）

・令和4年11月より実施。

→教職員の勤務時間外については、音声メッセージでの対応としている。

→緊急時には、市役所の宿直に連絡があり、宿直から学校教育課へつながるようになっている。

・学校・保護者からの反応

→（教職員）勤務時間外には電話がかかってこないの、業務に集中できるなど肯定的な意見がほとんどである。

→（保護者）令和4年度は、2～3件であるが、学校に連絡がつかないことへの苦情もいただいたが、令和5年度になってからはない。月に数件ではあるが、学校に電話が繋がらない時間帯に保護者から市役所の宿直に連絡が入ることがある。そのたびに、学校教育課で対応している。

(6) 各学校から定例職場安全衛生チェック表の集約並びに安全衛生委員会学校特別部会の実施（別紙6）

①定例職場安全衛生チェック表の集約

・超過勤務の有無（45時間以上）の確認

ア 超過勤務が80時間を超えてかつ疲労の蓄積が見られる職員

イ 超過勤務100時間を超えている職員

→上記アイの職員には、管理職による面談を実施した上で、産業医の面談を勧める。

②安全衛生委員会学校特別部会の実施（別紙6）

・定例職場安全衛生チェック表集計結果の共有

・定期健康診断の結果等の共有（ストレスチェック）

・職場巡視（学校の安全管理面、職場衛生面を確認）

(7) 業務改善の研修会の実施、先進事例の周知（別紙7）

・教頭、事務職員を対象に大学や民間企業から講師を招聘して、業務改善の研修会を開催する。

・兵庫県教育委員会作成のGPH100を各学校に送付。

(8) 学校へ周知する文書の精選

・参加者が想定しにくいもの（遠方の研究会の要項等）や市教委が類似で行っている内容については、教育委員会での周知にとどめる。